

		総務常任委員会	
平成22年9月24日受理		請 第 44 号	
件 名	国民の意見を無視し、夫婦別姓を推進する第三次男女共同参画基本計画に反対する意見書提出を求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
西 岡 勝 成			
<p>(要 旨)</p> <p>第三次男女共同参画基本計画の策定に当たっては、国民的に反対の意見の多い内容は再考すべきである。</p> <p>夫婦別姓に関しては、熊本県議会を初め、多くの議会で反対の意見書が提出されており、パブリックコメントでも多くの意見が出されているが、答申にはまったく反映されていない。</p> <p>国民から寄せられた意見を無視し、夫婦別姓を推進する第三次計画の策定を行わないよう、熊本県議会から政府に対し意見書を提出されるよう請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>政府は、男女共同参画社会基本法に基づき、第三次男女共同参画基本計画を策定するための作業を行っている。基本計画は、国民の生活全般に関わることであり、国民の理解を得ながら、進められるべきものである。</p> <p>男女共同参画局は答申の作成に当たり、中間整理の段階で国民にパブリックコメントを募集した。全国から13,289件のパブリックコメントが寄せられ、その内、最も多い4,125件もの意見が寄せられたのが、社会制度・慣行の見直しや意識の改革について書かれた第二分野であった。事務局は、基本問題・計画専門調査会(第60回)において、この分野に寄せられた意見の説明を「選択的夫婦別姓の法制化反対とか、男女の違いを尊重すべきではないか、専業主婦の立場から特定の生き方を押しつけるものではないか」という御意見が特に多かった分野です。」と述べている。</p> <p>しかし、その後の議事録では寄せられた意見に関する議論はなく、当初の内容をほとんど変えることなく決定し、特にそれ以上の説明もせず素通りしている。このような国民から寄せられた意見を完全に無視するような審議には大きな問題があると言わざるを得ない。</p> <p>また、パブリックコメントだけでなく、熊本県議会を含む多くの県議会においても、夫婦別姓に反対する意見書が国に送付された。このような各県の県民の意見は取り入れることなく、答申には「別姓制度を含む民法改正が必要である」と明記されている。</p> <p>この基本計画は、最終的には熊本県の計画(ハーモニープラン)にも影響し、ひいては県民の生活にも直結する重要なものである。仙石由人男女共同参画会議議長は答申で「多様な意見のある課題については、政府において十分議論を行い、第三次男女共同参画基本計画を策定するよう要請する」と述べている。この言葉どおりに、計画の策定に当たっては、国民的に反対の意見の多い内容は再考すべきある。男女共同参画は国民の理解を得て初めて成り立つものであり、国民の声を無視するような進め方を取るべきではない。</p>			